

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本市の関係課を中心に県、社会福祉協議会、保育所、幼稚園、NPO法人、民間企業等の保育、教育、子育て支援の関係諸機関、団体と連携、協働しつつ、計画の着実な推進を図ります。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたり、本市の関係部署が連携を図り進捗状況を点検・評価します。さらに、その結果を公表し、必要な内部調整を図り、総合的な推進を目指します。

また、市民や教育・保育、子ども・子育て支援の事業者・関係機関等で構成される「桶川市こども育成審議会」において、年度ごとの事業進捗状況の検証を行い、事業の改善につなげます。

3. 関係機関との連携

円滑な計画推進に向けて、社会福祉協議会などの関連団体やNPO法人、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、子ども・子育て支援に対する取組を支援します。

